

要介護認定の見直しについての提言

ー日本介護支援専門員協会が実施した緊急アンケートよりー

要介護認定の見直しに係る検証・検討会 委員
一般社団法人 日本介護支援専門員協会 会長
木村 隆次

以下に示す提言に優先順位を付けることなく、すべて並行して対応していただきたい。

- 1. 調査結果のバラツキを減らすため、詳細な説明を追加した「認定調査員テキスト 2009」の改訂版を早急に発行していただきたい。**
 - ・評価軸が「能力」「介助」「有無」の3点に整理されて明確になった一方で、詳細な説明が不足しているために調査員は判断に苦慮している。十分な説明に加え、判断に迷うことがないように具体例を示した改訂版の早急な作成を要望する。
 - ・調査項目のうち、「麻痺」「拘縮」「移動」「簡単な調理」「買い物」「日常の意思決定」等、1・2・5群のある一定の項目で共通の悩みを多く抱えていることが明らかになった。これらは国が示した調査結果のバラツキが大きくなった項目や、テキスト 2009（案）に寄せられた自治体からの意見、さらに厚生労働省の質問メール窓口寄せられた意見と、当協会の調査結果における項目が一致している。これらの調査項目の判断、悩みを解消できる分かりやすい解説を追加していただきたい。
 - ・特記事項の記載にも時間がかかり、苦慮している実態が浮かびあがっている。介護サービス事業については作成する書類が多く本来行うべき業務に支障を来している状況から、事務負担を軽減する方針が打ち出されているにもかかわらず、これに逆行する結果となっている。
- 2. 厚生労働省の要介護認定担当者を講師とする全国統一の研修を、動画等を活用して市町村で実施していただきたい。**
 - ・見直しの意図や調査方法の理解ができないがゆえの悩みが多くみられた。また、そもそもテキスト 2006 との解釈の違いが理解できずに悩んでいることも見受けられた。日常生活のしにくさが調査に反映されない、矛盾を感じるという訴えも多かった。
 - ・市町村によっては調査員に対してテキストの読み上げをただで、研修と称しているところもあると聞く。見直しの趣旨を徹底し、バラツキを最小限にするためには伝達研修や市町村独自の研修ではなく、DVD や E-ラーニング、衛星研修等を活用し、国による全国統一研修を実施するべきである。
- 3. 区分変更、不服申し立ての簡素化に向けた改善をしていただきたい。**
 - ・区分変更をしている間は暫定プランとなるが、変更申請月に結果が出なければ確定プランとして算定することができない。区分変更については優先的に処理をする仕組みに変更することを要望する。
 - ・不服申し立ては、手続きにかなりの手間と時間がかかるため利用しづらい。制度が形骸化しないように事務の簡素化を検討していただきたい。
- 4. 経過措置の早期終了をお願いする。**
 - ・経過措置がいつまで続くのか、利用者に聞かれても答えられないこと自体が制度への不審を招く。的確な根拠にもとづき速やかに経過措置を終了するとともに、その時期を明確に示すべきである。
- 5. 要介護認定の仕組みについて、国民への周知を徹底していただきたい。**
 - ・今回の見直し、経過措置について、国民に対する国からの説明が不足している。利用者の不安をあおらないように、また介護支援専門員の説明に係る労力を省力化し、現場が混乱しないように国から丁寧な説明がされることを願う。

以上